

令和3年8月20日発行

住宅ローン控除の特例

消費税率10%引上げに伴う措置として、令和元年度税制改正で創設された住宅ローン控除の控除期間13年間の特例は、令和2年12月末までの入居が要件とされていました。しかし、新型コロナ特例として控除対象となる住宅の取得等をした後、その住居への入居が令和2年12月末までできなかった場合でも、下記の期間までに契約を行い令和3年12月末までにその住宅に入居した場合には特例を適用できるとされました。令和3年度税制改正では、特例の延長が盛り込まれ、下記の期間に契約し、令和4年末までに入居した場合に適用されると変更され、また面積要件も緩和されています。

	床面積要件
令和3年度税制改正 控除期間13年間の措置延長	40㎡以上 40㎡以上50㎡未満：合計所得金額1,000万円以下
新型コロナ特例	50㎡以上
消費税10%引上げに伴う 上乗せ措置	50㎡以上

消費税10%引上げに伴う措置 新型コロナ特例		令和3年度税制改正	
		契約期限	
分譲住宅・増改築等 令和2年11月末まで	→	分譲住宅・増改築等 令和2年12月～令和3年11月末まで	
注文住宅 令和2年9月末まで	→	注文住宅 令和2年10月～令和3年9月末まで	
		入居期限	
令和3年12月末までに入居	→	令和3年1月～令和4年12月末までに入居	
新型コロナウイルスの影響によるもの	→	延長分については新型コロナウイルスによる入居遅延を問わない	

※新型コロナ特例の入居期限については、令和4年までの延長の適用はありません。

税務調査もe-Tax?

2022年4月1日から、税務調査で提出を求められた資料（帳簿書類・請求書・納品書などの写し等）をe-Taxを利用してオンライン提出できるようになります。

現状では税務署との通信手段は電話と郵便に限られており、メールはおろかFAXすら認められていません。その中で、本施策は「新型コロナウイルス感染症への対応」の一つとして、令和3年度の国の予算に要求されたものであり、税務署としても時流に乗らざるを得ない状況になってきているようです。

今回は新たな提出方法が加わるだけであって、税務調査そのものが変わるわけではありません。しかし、帳簿書類の保存等他の分野でもデジタル化を推進する方向にあるので、今後は税務調査等においても納税者の利便性の向上が期待されます。

医療従事者等を応援するふるさと納税

ふるさと納税の2020年度の寄附総額が約6,725億円で、過去最高になったことが分かりました。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「巣ごもり需要」を背景に、各地の返礼品を楽しむ寄附者が増えたためとみられます。多様な返礼品を受け取れることが大きな魅力でもありますが、ふるさと納税制度を活用した“応援金”で、新型コロナウイルス感染症の最前線で活動する医療従事者等を支援する取り組みを行っている自治体もあります。応援金の名称(※)や支給対象などは自治体によって様々ですが、各自治体が募集した寄附金を原資として、医療機関から医療従事者等へ応援金が給付される仕組みです。

返礼品はありませんが、ふるさと納税に該当し、住民税・所得税の寄附金控除の対象となっていますので、長引くコロナ禍に出来ることの一つとしてこのような支援方法に目を向けてみるのもよいかもしれません。

(※)・大阪府『新型コロナウイルス助け合い基金』

・京都府『新型コロナウイルス感染症対策応援寄附金』 など



口座振替のご案内

弊社へのお支払いに、便利な口座振替がご利用頂けます。

所定の「口座振替依頼書」に必要事項をご記入いただき、金融機関へご提出後、弊社に控えをお渡しください。

以上のお手続きで口座振替がご利用いただけます。**口座振替では振込手数料がかかりません。**

振替日は、翌月の5日となっております。

ご希望のお客様は担当者までお問合せください。

